

★ 看板が風で飛ばされた ★

本会の会員保障制度には施術事故以外でも対応できるものがあります。
施設管理上の不備から起こった事故も対象となります。

「施設管理上の不備」とは、店舗が設備などの管理責任を怠ったとされるものです。本会が会員から報告を受けた事故では、待合室に置いていたコート掛けが倒れ利用者に怪我を負わせた、店舗の前に置いていたA型看板が風で倒れ、駐車場に停めていた利用者の自家用車に接触し傷をつけてしまったなどの事例があります。対象が人であっても物であっても本会保障制度の対象になります。

自然現象が原因の場合
壁やフェンス等に設置していた看板が台風や竜巻で飛ばされる事例を考えてみます。これらに設置している看板はしっかりと固定されているため、台風であっても飛ばされる可能性は極めて低いものです。このように危険な事態や被害が発生する公算が低く、被害を事前に認識できないときは損壊が原因となって第三者に損害が波及した場合でも、「事故発生を回避するために適切な措置を怠った」とはならず、法律上の賠償責任は生じないとする考え方が一般的です。移動が容易な立看板等はこの限りではありませんので注意が必要です。

先日、会員から事故連絡を受けました。店舗の電光看板が強風で飛ばされ、道路を挟んで反対側の民家に停めていた自動車に接触し、キズをつけてしまったというものでした。

電光看板には4つのキャスターがついた移動が容易なものですが、全てのキャスターにロックを掛け、電光用の電源コードをコンセントに差していたとのこと。それでも強風に耐えられず、道路を挟んで15m以上離れた民家の駐車場まで滑って行ったというものでした。

この事故では自動車の持ち主への謝罪と本会の保障制度を利用し、修理費をお支払いすることで解決しました。これが走行中の車両に接触する事故や歩行者と接触し、大けがを負わせるようなことであつたらどうなっていたでしょうか。少なくとも警察が介入し現場検証が行われ、状況によって刑事罰が科される状況に陥っても不思議ではありません。さらに、損害賠償金が本会保障制度のお支払限度額を超える恐れも想定されます。



転倒等防止のために水を入れたタンクやペットボトルを置いて立看板を見かけます。これはあくまで平時の予防対策であり風が強い日などは店内に移す等の対応を最優先としたいものです。このような事故は想定を超えた時に発生します。これを機に自身の想定をあらためて確認し事故防止策を見直してみたいかがでしょうか。

NOTE POINT

保障制度の対象かどうかはご自分で判断せず 本会までご連絡ください

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病气やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

民間施術者

会員種別

正会員B



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日) FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SS ビル 2F

